

大分県報

令和三年
号外（一四）
三月二十五日

（木曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………

警察本部指令

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正……………

大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第4号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表の会計課の項中「会計監査室」を「会計監査室 会計管理センター」に改める。

第5条の表の参事監の項中「交通部」を「警務部」に改め、同表中

科学捜査研究所	警視の階級にある警察官又は技術職員
---------	-------------------

を

科学捜査研究所	警視の階級にある警察官、事務職員又は技術職員
---------	------------------------

に、

令和三年三月二十五日

音楽隊、航空隊及び機動捜査隊	警視の階級にある警察官
----------------	-------------

を

音楽隊、自動車警ら隊、航空隊及び機動捜査隊	警視の階級にある警察官又は事務職員
-----------------------	-------------------

に改め、同表中犯罪被害者支援官の項を削

り、同表の特別捜査隊長の項の次に次のように加える。

犯罪被害者支援官	捜査第一課	警視又は警部の階級にある警察官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
----------	-------	-----------------	---------------------

同表の所長補佐の項中「所及び」を「所又は」に改め、同表の主幹の項の次に次のように加える。

上席主幹 研究員	科学捜査研究所	技術職員	上司の命を受け、科学捜査に係る研究、実験、鑑定及び検査に関する事務を処理する。
-------------	---------	------	---

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 物品の取得、管理及び処分に関すること。

第8条の2第1号中「及び物品」を削る。

第14条第9号中「、売春関係事犯」を削り、同条第15号中「及び通信指令室」を削る。

第17条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 移動警察に関すること。

第25条の2第4号中「大分県道路交通法施行細則」の次に「（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）」を加える。

第31条の8を第31条の9とし、第31条の7を第31条の8とし、第31条の6の次に次の1条を加える。

（会計管理センターの分掌事務）

第31条の7 会計管理センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第3条第1項の各課、所及び隊（以下この条において「本部所属」という。）に係る

大分県報号外（公安委員会規則）

- 予算、決算及び会計に関すること。
 - (2) 本部所属に係る物品の取得、管理及び処分に関すること。
 - (3) 本部所属の職員の給与に関すること。
- 第33条第7号中「団体」を「及び団体」に改める。
 第33条の2第2号中「売春関係事犯」を削る。
 第62条第1項中「警察学校」を「学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 組織本部訓令

大分県警察本部訓令第6号

警察本部

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第4条第2項中「総括参事官」の次に「、警務部参事監」を加え、「、交通部参事監」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月25日から施行する。

大分県警察本部訓令第7号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第3条第1項の表中

会 計 課	管理係、予算係
会 計 監 査 室	監査係、出納係、指導係

会 計 課	管理係、予算係、用度係
会 計 監 査 室	監査係、出納係、指導係
会計管理センター	会計管理第一係、会計管理第二係

管理係、用度係、管財係、装備係、通信係、車両係

管理係、管財係、装備係、通信係、車両係

企画係、採用係、職場・学校教養係、機関誌・資料係、術科教養係

育成企画係、採用係、職場・学校教養係、機関誌・資料係、術科教養係

管理係、運用・開発係、企画・指導係、照会係

管理係、企画・指導係、運用・開発係、照会係

自動車警ら第1係、自動車警ら第2係

自動車警ら第一係、自動車警ら第二係

情報分析・手口係

情報分析係、手口捜査係

に改め、同表の鑑識課の項中

「足こん跡係」を「足痕跡係」に改める。

第4条の表の参事監の項中「交通部」を「警務部」に、「運転免許課」を「会計課、厚生課及び情報管理課」に改め、同表中

参事	刑事部	事務職員
		(1) 刑事部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

を削り、

- 「
- (1) 重要施策及び重要課題の企画に関すること。
 - (2) 組織及び定員の管理に関すること。
 - (3) 警察施設及び警察予算に係る重要施策に関すること。

を

- 「
- (1) 重要施策及び重要課題の企画に関すること。
 - (2) 組織及び定員の管理に関すること。
 - (3) 警察施設及び警察予算に係る重要施策に関すること。
 - (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。

に

改め、同表の留置管理指導官の項中「警視」を「警部」に改め、同表の少年事件指導官の項中「警部」を「警視」に改め、同表中

犯罪被害者支援官	捜査第一課	警視
		(1) 犯罪の捜査活動における被害者対策の企画、調査及び実施に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

を削り、

同表の検視官の項の次に次のように加える。

犯罪被害者支援官	捜査第一課	警部
		(1) 犯罪の捜査活動における被害者支援の企画、調査及び実施に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

別表の2の総務関係の項の8中「犯罪の被害者に対する支援（以下「犯罪被害者支援」という。）」を「犯罪被害者支援」に改め、同表の2の会計関係の項中7を8とし、4から6までを1ずつ繰り下げ、同項の3中「及び物品」を削り、同項中3を4とし、2を3とし、同項の1の次に次のように加える。

2 物品の取得、管理及び処分に関すること。

別表の2の生活安全関係の項の10中「、売春関係事犯」を削り、同項中29を削り、30を29とし、31から36までを1ずつ繰り上げる。

別表の2の地域関係の項中1から14までを1ずつ繰り下げ、同項に1として次のように加える。

1 地域警察の運営に関する企画及び調整に関すること。

別表の2の刑事関係の項中20を削り、21を20とし、22から28までを1ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年3月25日から施行する。

(大分県警察会計監査規程の一部改正)

2 大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「本部長は」の次に「、警務部参事監」を加える。